

議案第 30 号

橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市墓園設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 157 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前													
<p>(管理料等)</p> <p>第 16 条 利用者は、清掃その他墓園の管理のために必要な経費として、<u>別表第 2 に定める額に、当該額に消費税(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)</u>を管理料として納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 利用許可証の再交付を受けようとする者及び第 8 条第 2 項に規定する市長の許可に基づき利用許可証の書き換えを受けようとする者は、<u>別表第 2 の 2 に定める手数料を納付しなければならない。</u></p>	<p>(管理料等)</p> <p>第 16 条 利用者は、清掃その他墓園の管理のために必要な経費として、<u>別表第 2 に定める管理料を納付しなければならない。</u>ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 利用許可証の再交付を受けようとする者及び第 8 条第 2 項に規定する市長の許可に基づき利用許可証の書き換えを受けようとする者は、<u>別表第 2 に定める手数料を納付しなければならない。</u></p>													
<p>別表第 2 (第 16 条関係) 管理料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理料</td> <td>1 年につき 1 ㎡当たり 953 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	管理料	1 年につき 1 ㎡当たり 953 円	<p>別表第 2 (第 16 条関係) 管理料及び手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理料</td> <td>1 年につき 1 ㎡当たり 1,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">手数料</td> <td>再交付</td> <td>1 件につき 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>書換え</td> <td>1 件につき 1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	管理料	1 年につき 1 ㎡当たり 1,000 円	手数料	再交付	1 件につき 1,000 円	書換え	1 件につき 1,000 円
区分	金額													
管理料	1 年につき 1 ㎡当たり 953 円													
区分	金額													
管理料	1 年につき 1 ㎡当たり 1,000 円													
手数料	再交付	1 件につき 1,000 円												
	書換え	1 件につき 1,000 円												

別表第2の2 (第16条関係)

手数料

区分	金額
再交付	1件につき 1,000円
書換え	1件につき 1,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市墓園設置及び管理条例(以下「新条例」という。)に規定する管理料は、この条例の施行の日以後に新たに墳墓の利用の許可を行うものについて適用し、同日前に当該利用の許可を行うもの及び平成25年度以前からの5年度分として納付するものについては、なお従前の例による。